

問 人権センター
(大路二、キラリエ草津内)
☎563-1177、FAX563-7070

差別のない明るいまちに 「水平社宣言」100年に思う

コラム
COLUMN

日本最初の人権宣言 「水平社宣言」

皆さんは、日本初の人権宣言ともいわれる「水平社宣言」を知っていますか。それは大正11(1922)年3月3日、被差別部落の人々の解放をめざして設立された「全国水平社」の創立大会で読み上げられた宣言文です。同情や憐れみという垂直(上下)の関係ではなく、お互いがお互いを尊敬し合う水平の関係をつくることで差別を解消していく。そのような願いが込められています。

●身分制が廃止されてからも、日常生活で差別に苦しんでいた人々は、全国水平社をつくり、『みづからの力で差別をなくす運動』をはじめました。『小学社会6年 日本文教出版より』

●第一次世界大戦後には、様々な差別からの解放を求める運動(解放運動)も

今年で100周年となる「水平社宣言」が日本初の人権宣言といわれるのは「人間をいたわる」のではなく、「人間を尊敬し、大切にすること」を運動の中心としたことなどで、部落差別に限らず、あらゆる差別の解決に向けて重要な意味を持ち、当時としては先進的な考えであったことが理由といえます。

水平社が設立されるまでの50年 水平社宣言からさかのぼること約50年、明治4(1871)年に「解放令」が出されていますが、これは「えた・ひにん等の称を廃止するので、これからは身分、職業とも平民と同じであること(現代語訳)」という文言のとおり、単にこと

ばを廃止し、法律の上で身分制度をなくしたという形だけのもので、被差別部落の人々を平等に見る施策はとられていませんでした。

「水平社宣言」から100年 今の社会はどうでしょうか。これまで表に出てこなかったさまざまなハラスメント(人権侵害)が、人権問題として認識されるようになったことや、性の多様性が話題になるなど、人権に対する意識は高まっているといえます。一方で、インターネットやSNSを利用した誹謗中傷など、新たな人権問題が発生していることも事実です。

市でも、「草津市人権擁護に関する基本方針」にあるように、「人権意識の醸成と高揚」「誰もが住みよい社会環境づくり」「差別や不合理な格差の解消」の基本目標に向けて、お互いの人権を尊重し、温かい心を持ちあつた明るく住みよいまちをつくっていきましょう。

第44回 人権尊重と部落解放をめざす市民のつどい開催

問 人権センター(大路二、キラリエ草津内) ☎563-1177、FAX563-7070

このつどいでは、同和問題の認識を深め、人権尊重の大切さを学び、差別の解消をめざします。インターネット配信をしますので、人権センターの閲覧URL(<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/jinken/sodankeihatu/shiminno tsudo2021.html>)か、二次元コードからご覧ください。インターネット環境がないなど、視聴できない人は、2月4日(金)までにお問い合わせください。

「人の世に熱と光を」

講師 きよはらりゅうせん
清原 隆宣さん
西光寺(西光万吉の生家・水平社運動発祥地)住職

④ 配信期間
2月11日(金・祝) 13:30~25日(金)
※配信期間中は何度でも
視聴が可能です



視聴は
こちら

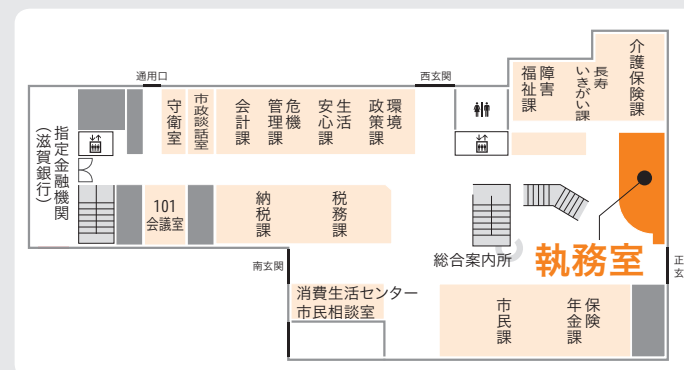


住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金給付を行います。そのため、臨時特別給付金推進室を新設し、準備を進めます。具体的な支給方法や時期などについては、詳細が決まり次第、市ホームページや広報くさつなどでお知らせします。

執務室

市役所1階・正面玄関横(旧市民サロン)



制度に関するお問い合わせ先

内閣府が本給付金などに関するコールセンターを設置しています。制度に関する質問などは、内閣府コールセンター(☎0120-526-145)にお問い合わせください。

☎ 受付時間 9:00~20:00
(土・日曜日、祝日を含む)

※国民向けの一般的な制度概要についてお答えするコールセンターです

※自宅に給付金をかたった不審な電話や郵便物があつた場合は、警察署や警察相談専用電話(#9110)に連絡してください

問 臨時特別給付金推進室(1階) ☎561-0189、FAX567-9101

11月定例市議会

11月26日に開会し、市長が提出した24議案を原案どおり可決等しました。また、議員が提出した意見書案2件を可決、決議案1件を可決とし、12月17日に閉会しました。主な議案は次のとおりです。

《市長が提出したもの》

補正予算 = 令和3年度草津市一般会計予算を26億1,645万1千円増額し、569億5,677万7千円にする補正予算など

条例案件 = 草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例および草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案など

一般議案 = 訴えの提起についてなど

人事案件 = 草津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてなど

《議員が提出したもの》

意見書 = オンライン本会議実現へ向けての地方自治法の改正を求める意見書案など

決議 = 草津市気候非常事態宣言~2050カーボンニュートラルへの決意~の決議案

問 総務課(3階) ☎561-2301、FAX561-2483

議事庶務課(3階) ☎561-2413、FAX561-2485

子育て世帯への臨時特別給付金 国制度

市が児童手当を支給している人は、申請不要で受給できます(新生児は別途ご案内します)。公務員と、児童手当を受給していない高校生世代(平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ)の児童のみを養育している人は、申請が必要です。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

甲 3月15日(火)まで(必着)

※新生児は別途期限あり

乙 3月31日(木)までに生まれた児童を養育する人(所得制限あり)

問 子ども家庭課

(さわやか保健センター2階)

☎561-0188(給付金専用)

FAX561-6780

